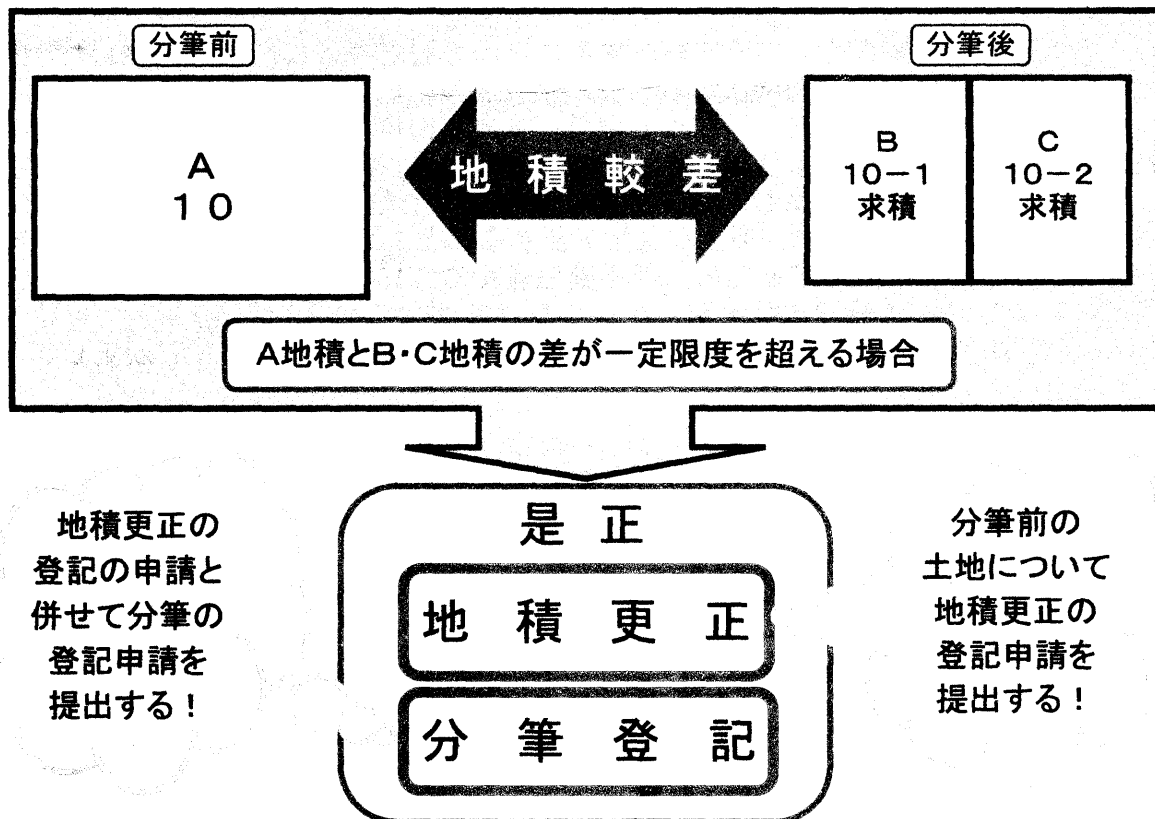


土地に関する所有権等の権利関係が登記簿に公示されていたとしても、その権利の客体である土地の物理的な状況が正確に記録されていないければ、その土地を現地で特定することができないばかりか、不動産取引等においても無用な混乱を招くおそれがあります。

そこで、新不動産登記法においては、登記された土地の区画の正確性を確保するため、分筆の登記の申請の前提として、地積に関する更正の登記の申請を要する旨を規定しています。

すなわち、分筆後のすべての土地について筆界点の座標値等を表示する分筆の登記の申請をする場合において、分筆前の地積と分筆後の地積の較差が、一定の限度（国土調査法施行令・別表第5の精度区分）を超えるとときは、分筆前と分筆後の地積の較差を是正する措置として、分筆の登記の申請と併せて、分筆前の土地について地積更正の登記を申請する必要があります。

なお、地積更正の登記の申請に提出する地積測量図は、地積更正と併せて申請する分筆の登記の申請に提出する地積測量図を用いることができますので、各別に作成する必要はありません。



\* ご不明な点等ありましたら最寄りの法務局にお問い合わせください。

東京法務局